

第5号様式（第6条関係）

~~完了~~
一般海域内行為 届
廃止

上原準立第24号
令和元年12月17日

山口県知事 様

郵便番号 730-8701

届出者 住所 広島市中区小町4番33号

氏名 中国電力株式会社

代表取締役 清水 希茂
社長執行役員

(電話(0820)62局1111番)



下記のとおりに許可に係る行為を ~~完了~~ したので、一般海域の利用に関する条例第8条
第1項の規定により届け出ます。 廃止

記

許可の年月日及び番号	令和元年10月31日 指令平31河川第321号
行為の種別	原子力発電所立地に係る追加地質調査におけるボーリング調査
行為の場所	熊毛郡上関町大字長島地先海域
完了 年 月 日	令和元年12月16日
廃止	
廃止の理由	作業スケジュールが大幅に遅れ、今後の海象条件や資機材・作業員の手配上、占用許可期間内での上記行為の完了が困難となったため

注1) 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

注2) 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

注3) 「行為の種別」欄には、占用、土石の採取又は形質を変更する行為の別を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

